

函館市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律  
施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 7 日

函館市長 大 泉 潤

## 函館市規則第 2 号

函館市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する  
ための法律施行細則の一部を改正する規則

函館市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律  
施行細則（平成 1 8 年函館市規則第 5 8 号）の一部を次のように改正す  
る。

第 2 条第 1 項中「別記第 1 号様式」を「市長が別に定める様式」に改  
め、同条第 2 項中「別記第 1 号様式の 2 の」を「市長が別に定める」に  
改め、同条第 3 項中「別記第 2 号様式の」および「別記第 3 号様式の」  
を「市長が別に定める」に改め、同条第 4 項中「別記第 4 号様式」を「  
市長が別に定める様式」に改め、同条第 5 項中「別記第 4 号様式の 2」  
を「市長が別に定める様式」に改め、同条第 6 項中「別記第 4 号様式の  
3 の」を「市長が別に定める」に改める。

第 2 条の 2 中「別記第 4 号様式の 4 の」を「市長が別に定める」に改  
める。

第 3 条第 1 項中「別記第 5 号様式」を「市長が別に定める様式」に改  
め、同条第 2 項中「別記第 6 号様式の」を「市長が別に定める」に改め、  
同条第 4 項中「別記第 6 号様式の 2 の」を「市長が別に定める」に改め  
る。

第 4 条第 1 項中「別記第 7 号様式の」を「市長が別に定める」に改め  
る。

第 5 条第 1 項中「別記第 8 号様式」を「市長が別に定める様式」に改  
める。

第 6 条第 1 項中「別記第 9 号様式」を「別記第 1 号様式」に改め、同

条第2項中「別記第9号様式の2の」を「市長が別に定める」に改める。

第7条第1項中「別記第10号様式」を「市長が別に定める様式」に改め、同条第2項中「別記第10号様式」を「前項」に改める。

第8条第1項中「別記第11号様式」を「市長が別に定める様式」に改め、同条第2項中「別記第12号様式の」を「市長が別に定める」に改める。

第9条第1項中「別記第13号様式の」を「市長が別に定める」に改め、同条第2項中「別記第14号様式の」を「市長が別に定める」に改める。

第9条の2第1項中「別記第14号様式の2」を「市長が別に定める様式」に改め、同条第2項中「別記第14号様式の3の」を「市長が別に定める」に改め、同条第3項中「別記第14号様式の4の」を「市長が別に定める」に改め、同条第4項中「別記第14号様式の3」を「第2項」に改め、同条第5項中「別記第14号様式の5の」を「市長が別に定める」に改め、同条第6項中「別記第14号様式の6の」を「市長が別に定める」に改める。

第10条第1項中「別記第15号様式」を「市長が別に定める様式」に改め、同条第2項中「別記第16号様式」を「別記第2号様式」に改め、同条第3項中「別記第17号様式の」および「別記第18号様式の」を「市長が別に定める」に改め、同条第4項中「をしたときは別記第19号様式の、変更の認定をしないときは別記第20号様式の」を「の結果を市長が別に定める」に改め、同条第5項中「別記第21号様式」を「市長が別に定める様式」に改める。

第11条第1項中「別記第22号様式」を「市長が別に定める様式」に改める。

第12条中「別記第23号様式」を「市長が別に定める様式」に改める。

第13条中「別記第24号様式の」を「市長が別に定める」に改める。

第14条第1項中「別記第25号様式」を「別記第3号様式」に改め、同条第2項中「別記第26号様式」を「別記第4号様式」に改め、同条

第3項中「別記第27号様式」を「別記第5号様式」に改め、同条第4項中「別記第25号様式」を「別記第3号様式」に改め、同条第5項中「別記第25号様式」を「別記第3号様式」に、「別記第26号様式」を「別記第4号様式」に、「別記第27号様式」を「別記第5号様式」に改める。

第15条第1項中「別記第28号様式」を「別記第6号様式」に改め、同条第2項中「別記第29号様式」を「別記第7号様式」に改め、同条第3項中「別記第30号様式」を「別記第8号様式」に改める。

第16条中「別記第31号様式」を「別記第9号様式」に改める。

第16条の2第1項中「別記第31号様式の2」を「市長が別に定める様式」に改め、同条第2項中「別記第31号様式の3の」、「別記第31号様式の4の」および「別記第31号様式の5の」を「市長が別に定める」に改める。

第16条の3第1項中「別記第31号様式の6」を「市長が別に定める様式」に改め、同条第2項中「別記第31号様式の7の」を「市長が別に定める」に改める。

第17条第1項中「別記第32号様式」を「別記第10号様式」に改め、同条第2項中「別記第33号様式」を「別記第11号様式」に改め、同条第3項中「別記第34号様式」を「別記第12号様式」に改める。

第18条第1号中「別記第35号様式」を「別記第13号様式」に改め、同条第2号中「別記第36号様式」を「別記第14号様式」に改め、同条第3号中「別記第37号様式」を「別記第15号様式」に改める。

別記第1号様式から別記第8号様式までを削り、別記第9号様式を別記第1号様式とする。

別記第9号様式の2から別記第15号様式までを削り、別記第16号様式を別記第2号様式とする。

別記第17号様式から別記第24号様式までを削り、別記第25号様式を別記第3号様式とし、別記第26号様式から別記第31号様式までを22様式ずつ繰り上げる。

別記第31号様式の2から別記第31号様式の7までを削り、別記第

32号様式を別記第10号様式とし，別記第33号様式から別記第37号様式までを22様式ずつ繰り上げる。

#### 附 則

- 1 この規則は，令和8年3月2日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の別記第1号様式，別記第5号様式，別記第10号様式，別記第11号様式，別記第14号様式の2，別記第15号様式，別記第23号様式，別記第31号様式の2および別記第31号様式の6の規定に基づき提出されている申請書，改正前の別記第4号様式，別記第4号様式の2，別記第4号様式の3および別記第21号様式の規定に基づき交付されている受給者証，改正前の別記第9号様式の2の規定に基づき交付されている証明書ならびに改正前の別記第31号様式の4の規定に基づき交付されている支給券は，改正後の函館市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の相当規定により提出された申請書ならびに同規則の相当規定により交付された受給者証，証明書および支給券とみなす。